6月10日から拙宅の前の道路約200 mが歩行者専用道路に指定された。4年ほど前にある大学のキャンパスが近くに引越してきて、学生の車の通行が多くなった。

その大学は立派な国道沿いになっているが、この道路を通り抜けると近道になるということらしい。確かに5~6台の車が一群となってかなりのスピードで走り抜けるのをよく見かける。沿道の住宅が増え、遊び盛りの子供も増えてきたので、子供のために危険だから学生の通り抜けを締め出す工夫はないだろうか、という話がもち上った。

2月だったと思う,区の議員という人がアンケート用紙を配ってきた。人口3万7000人の町で区の議員とは妙な話で,町民税の他に協力費という名目で金を集め,この人達は何がしかの給料をもらっているそうだ。私はこの制度が第一気に入らないのだが,それはさておき,アンケート用紙には「一方

通行」「全面規制」「速度 制限」などの項目が羅列 してあって、好ましい項 目に○印をせよというも のである。

私は「その他の意見」 の欄に道の真中に杭を打

って袋小路にしてしまえ、と書いて提出した 記憶 が あ る. それからしばらく何の音沙汰もなくて、 5月になったら突然 "7~16時歩行者専用道路"に決まったので、沿道の住民で車をもっている人は適用除外の申請書を出せという回覧がまわってきた. どこでどういう決め方をしたのか、適用除外の範囲がどの程度認められるのかさっぱりわからないので、マダム連の話題にもなった.

"クリーニング屋さんや八百屋さんはくるのかしら" '郵便屋さんやゴミ清掃車はきてくれるのかしら""デパートの配達はどうなるのかしら"などいろいろと個々のケースについて疑問が出てきた。その議員さんに聞いてもさっぱり要領を得ない。

たまたま県警本部に用事があったので、ついでに交通 規制課をのぞいてみた。以前交通問題でサービスにいっ た時、お近づきになった××警部が声をかけてくれたの で、事情を一通り説明した。××警部は"住民の意見集 約に問題がありそうですね"といって事実関係を確かめ たうえで電話で連絡をするといってくれた。

その翌日、××警部から電話があって、公安委員会の

手続きも完了していて、もう変更はできないので、除外の範囲について署と相談するしかないということがわかった。また、除外範囲の原則や、3~4ヵ月実施してからフォローアップのチャンスがあることなど説明してもらった。

たまたま免許証の書替の時期になっていたので、その 日は休暇にして警察署に出かけた。

警察署では交通課に案内され係長という人が相手をしてくれた. "5月1日付で決定している。皆さんの意見は役場を通じて十分聞いたつもりだ。今さらいろいろいわれても困る"といった調子でかなり高姿勢であった。

そこで概ねつぎのようなお話をした.

庶民の生活と意見集約

確かにアンケートを集めたりやっていた.しかしやり 方が全然まずい. 警察署と住民の間には、警察一町役場 一区議員―組長―住民,と4段階のプロセスがある.し

> かも交通規制の具体的な 方法となると中間はまっ たくの素人である。たと えばアンケート用紙の項 目にあがっていた「一方 通行」にしても、私は東 西の往復ができないよう に東→西、あるいは東←

西の一方向しか許されない状態を考えていた。ところが、一般にやっているのはその地域を通り抜けようとすると迷路のように回り道をするように規制するのだそうだ。そういう項目についての解説が必要なのに一度も説明がなかった。アンケートの集約では第1位が「一方通行」について、ある議員がスピードを出すからかえって危ないといったとかで没にしたそうだ。これでは住民の意見を聞いたことにはならない。除外の申請にしても許可する範囲をキチンと説明しないと出しようがない。アンケートをとる前に説明会をやって、アンケートの集約結果についても住民にフィードバックしてさらに意見を見直す位のことをやらないと何時までも不満が残るだろう。といったお話を申上げて帰宅した。

つぎの日曜日にさっそく説明会があった。質問続出。なお、ゴミの清掃車が規制にひっかかって、以来ゴミを集めにこなくなってしまった。この種の意見のまとめ方はむずかしい。OR諸兄何かいい方法はありませんか。 (M.M.)

маналияния выприментиний выприментиний выприментиний выприментиний выприментиний выприментиний выприментиний в